

成人歯科健診を受診しましよう

本町では、今年度も成人歯科健診を実施しています。県内の指定病院・歯科医院にて無料で受診できます。

健診を希望される方は、受診票をお渡しいたしますのでご連絡ください。

[対象者]

- 大豊町の住民基本台帳に記録されている方
- 20歳～74歳の方
- 令和3年4月1日から成人歯科健診を受診していない方

[医療機関]

高知県内の指定の病院・歯科医院

[健診料金]

無料（町が全額負担）

[健診期間]

令和4年3月31日まで



公的年金からの特別徴収について

4月1日現在、老齢年金や退職年金などを受給されている65歳以上の方のうち、町・県民税の納稅義務に当たる方は、公的年金から町・県民税が特別徴収（天引き）されます。

れる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もありますので必ず手続きをしてください。

問い合わせ先 農業委員会事務局 小笠原
奈良崎・川田

ダム放流についてお願い

四国電力では、穴内川ダムや繁藤ダムから放流する場合、サイレンや警報車でお知らせしています。川にいるときにサイレンなどの警報を聞いたり、ただちに安全な場所へ移動してください。

放流する時のサイレンの鳴らし方

1分間吹鳴 → 15秒休み → 1分間吹鳴

問い合わせ先

四国電力(株) 高知支店

☎ 088-821-2636

金婚式参加者募集について

結婚50周年を迎える夫婦を対象に、金婚夫婦祝式典が開催されます。参加を希望する方は、申し込みが必要です。ご連絡ください。

[資格]

昭和46年に結婚された大豊町在住のご夫婦

または、それ以前に結婚され初参加のご夫婦

[式典日時]

午後2時開始（午後1時受付）

[会場]

ザ・ミーティング（南国市明見9333）

特別徴収の対象となる税額

すべての公的年金等に係る所得額に応じた税額が特別徴収の対象となり、老齢基礎年金または老齢年金、退職年金から特別徴収されます。

なお、給与など他の所得に係る税額は、年金から特別徴収されません。給与所得や事業所得などの金額から計算した町・県民税については、これまでおり給与から特別徴収または普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただきます。

前年度から継続して特別徴収の方

4・6・8月には、前年度分の税額の6分の1ずつが、10・12・2月には、その年度の住民税額から4・8月に徴収された額を差し引いた残りの税額の3分の1あつが、徴収されます。

新たに特別徴収の対象となる方

6・8月には、その年度の住民税額の2分の1に相当する額が普通徴収され、10・12・2月には、残りの税額が特別徴収されることがあります。

問い合わせ先 住民生活課 税務班 安岡

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の基準を満たす方は、申請により保険料が減免される場合があります。

全額免除の対象者

● 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

● 「一部減額の対象者」
児童手当を受給されている方は、毎年6月中に「児童手当・特例給付現況届」を提出してください。

この届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受けれる要件を満たしているか確認するためのものです。提出がない場合には、6月以降の手当が停止されます。

問い合わせ先 住民生活課 保険窓口班 川村

児童（扶養）手当について

◆児童手当の現況届の提出をお忘れなく！
児童手当を受給されている方は、毎年6月中に「児童手当・特例給付現況届」を提出してください。

この届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受けれる要件を満たしているか確認するためのものです。提出がない場合には、6月以降の手当が停止されます。

現況届に必要な書類

- ①印鑑
- ②受給者の健康保険証の写し
- ※その他、必要に応じて提出書類があります。

◆児童扶養手当をご存じですか？
次の条件に当てはまる児童の保護者または養育者に対し支給されます。ただし、公的年金を受けておらず、前年所得が一定金額以下の方に限ります。

● 父または母が離婚した後、父または母と生計を共にしていない児童

● 父または母が重度の障害を持つ児童

● 母が婚姻によらないで生まれた児童 ほか

※児童・18歳に達して最初の3月31日まで（重度の障害がある場合は20歳になるまで）の方

各家庭により、申請に必要な書類が変わってくる場合がありますので、申請を検討されている方はお気軽にお問い合わせください。

農地の貸借をお考えの方へ

農業経営基盤強化法による「利用権設定」は、農地の貸し手と借り手とで決めた期間が到来すると債権関係がそのまま終了する制度です。借り手も離農等を支払うことなく、貸し手へ農地を返還することができます。

手続きの流れは、町が農家の方から提出された利用権設定の申請書をもとに農用地利用集積計画を作成し、農業委員会へ諮問を行い、農業委員会総会の答申を経て告示します。

利用権設定を受ける（農地を借りる）要件

● 農用地の全てを利用して、耕作又は養畜の事業を行うこと

● 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時從事すること

● 地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行つこと

● 権利を有する者全ての同意が得られていること

農地の違反転用の防止について

農地を農地以外に利用する時は、農地法による転用許可の手続きが必要です。農地に家や倉庫などを建てたり、駐車場や資材置場として利用したりする場合は、工事を始める前に許可を受けなければなりません。

許可無く転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復の命令がなさ

問い合わせ先 地域福祉課 福祉班 岡崎

児童扶養手当支給額（月額）

児童1人	43,160円
全額支給	10,180～43,150円
一部支給	
児童2人（加算額）	10,190円
全額支給	5,100～10,180円
一部支給	
児童3人以上（加算額）	6,110円
全額支給	3,060～6,100円
一部支給	

※一部支給の金額は所得に応じて決定されます。

問い合わせ先 地域福祉課 福祉班 岡崎

暮らしを守る駐在さん

今年度から大豊町に赴任されました。
よろしくお願いします。



大杉駐在所
細木 雅仁



豊永駐在所
武藤 裕二

